

名護市教育委員会議事録

| | | | |
|------|---|--|---|
| 会議名 | 第 365 回名護市教育委員会臨時会 | | |
| 開催日時 | 令和 2 年 3 月 10 日 (火) 開会 16 : 00 閉会 19 : 00 | | |
| 開催場所 | 名護市役所 庁議室 | | |
| 出席者 | 教育長 委員 (教育長職務代理者) 委員 委員 委員 | 岸本 敏 孝 大城千代子 照屋 厚 名嘉チエミ 大城 享 | 教育次長 (教)総務課長 学校教育課長 文化スポーツ振興課長 (教)総務課総務係長 ほか担当職員 |
| 欠席者 | | | |

1 議案

- 議案第 1 1 号 名護市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 2 号 名護市教育委員会事務局職員の職の設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 1 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第 1 4 号 名護市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について
- 議案第 1 5 号 名護市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 6 号 令和 2 年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 1 7 号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第 1 8 号 令和 2 年度 4 月定期人事異動について
- ※ 秘密会
- 報告第 4 号 新型コロナウイルス感染症への対応について

2 内容

- ・議案第 1 1 号 名護市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(教)総務課総務係長より説明
(採決の結果、原案のとおり承認)
- ・議案第 1 2 号 名護市教育委員会事務局職員の職の設置規則の一部を改正する規則の制定について
(教)総務課総務係長より説明
委員：市長部局に合わせて技師を追加するということだが、学芸員などの職員についての定めはないのか。

(教)総務課総務係長：この規則の中で、「第2条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、～」とあり、学芸員などは上位の法令で定められているのでこの規則では謳いこまない。
(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

((教)総務課総務係長より説明)

委員：名護市立教育研究所設置条例施行規則の中で、「その他の職を置き、その職制については～」とあるが、それはどのような職員が対象となるのか。

(教)総務課総務係長：今までは係長や指導主事の部分にあたる。

学校教育課長：現在研究所には所長や事務職員のほか、相談員や兼任指導主事がいる。

委員：所長を除くそれらの職員が、ここにある「その他の職」にあたるのか。

学校教育課長：そうである。

(教)総務課総務係長：事務職員については次年度会計年度任用職員となり、別の規則で定められることとなる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第14号 名護市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について

((教)総務課総務係長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第15号 名護市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

((教)総務課総務係長より説明)

委員：「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く」とあるが、具体的に除かれる職員はどのような職員か。

学校教育課長：再任用職員でパートタイムの職員になる。

(教)総務課総務係長：今回の改正では兼業の部分について行っており、ここでは、会計年度任用職員のパートタイムの方々は許可を得なくても兼業は可能であり、会計年度任用職員のフルタイムの方も許可を得ることで兼業が可能になるということである。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第16号 令和2年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(学校教育課長より説明)

委員：説明で学校歯科医と学校薬剤師の2名が任期満了ということだったが、その学校について欠けている状態なのか。

学校教育課担当職員：再任用のメンバーで2名の空いた部分をカバーするということである。新規でお願いする方はいない。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第17号 名護市スポーツ推進委員の委嘱について

(文化スポーツ振興課長より説明)

委員：説明資料で黒く消されている部分があるが理由を説明してほしい。

(教)総務課総務係長：回収する資料ではないので、個人情報に係る部分を黒消ししている。

委員：スポーツ推進委員の選任する際に、地区が偏らないように配慮する情報として住所は必要だと考える。また、生年月日や性別なども推進委員のメンバーの中で、特性や適性を判断する材料として必要ではないか。私たちは教育委員として適切かどうか判断しなければならないので、この少ない情報からだと素直に承認できない。教育委員として責任がある。

委員：私もそう考える。この資料からだとこの方の人物像が一切見えない。

(文化スポーツ振興課長より追加説明)

(教)総務課長：今後は情報提供の仕方を改善していく。

委員：地区や競技種目（専門分野）がわかる名簿が必要ではないか。競技が偏ることなく委員を選任する必要がある。

教育長：指摘のあった資料については次回より改善するように。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第18号 令和2年度4月定期人事異動について

※ 秘密会

((教)総務課長及び(教)総務課総務係長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第4号 新型コロナウイルス感染症への対応について

(学校教育課長より説明)

委員：休校期間中の児童生徒の様子はどうか。現状の把握はできているのか。

学校教育課長：小学校1、2年生の担任が保護者に個別に電話をし、兄弟姉妹がいるか、一人で留守番する児童がいないかを把握した。

委員：今のところ、課題を醸すような児童生徒の報告・事例はないということでよいか。

学校教育課長：ない。

委員：学校給食の食材はどうなっているのか。

(教)総務課長：食材はキャンセルしている。

委員：給食が命綱の子どもたちの食事をどうするのかという問題で、地域の子ども食堂や公民館、民生委員からの提供など把握できていることはあるのか。

学校教育課長：そこまで把握できていない。

教育長：マリオットから大中公民館へ食事の提供があった。

委員：子どもたちの置かれている状況や事例を把握する必要があるのではないか。今後、災害時等に取り組めるように、今回の事例・課題もまとめて対応策を講じられるようにまとめておくべき。

委員：他市町村は民生委員と教育委員会との情報共有の場が年に数回持たれている。課題のある子どもたちの把握は、地域との情報共有が大事で、部署ごとの取組だけでなく、横のつながりを持って取り組まないといけない。

委員：休校終了後の動きについてはどのように検討しているのか。

学校教育課長：本日の校長会で話し合った段階では、16日から出校し25日まで登校日とする案がある。19日に修了して補習という案もあったが、補習だと出校しない児童生徒も出てきてしまう可能性もあり、その学年の学習で未習の部分を残さないためにも出校としたいと考えている。小学校の卒業式は予定通り18日となる。

教育長：ただ、今後もう少し話し合って内容をつめる必要がある。

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 井上友紀